



**第二条** 沖縄総合事務局の所掌事務のうち次の表の第一欄に掲げる事務の処理に関しては、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄総合事務局を同表の第二欄に掲げる地方支分部局その他の行政機関（以下この項において「地方支分部局等」という。）と、沖縄総合事務局の長を同表の第三欄に掲げる地方支分部局等の長と、沖縄総合事務局において当該事務に従事する職員を同表の第四欄に掲げる地方支分部局等の職員とみなす。

第一欄 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務	第二欄 公正取引委員会の事務総局の地方事務所		第三欄 公正取引委員会の事務総局の地方事務所の所長	第四欄 公正取引委員会の事務総局の地方事務所の職員
	事務所	財務局		
財務局において所掌することとされている事務	財務局	財務局	財務局長	財務局の職員
地方農政局において所掌することとされている事務	地方農政局	地方農政局	地方農政局長	地方農政局の職員
経済産業局において所掌することとされている事務	経済産業局	経済産業局	経済産業局長	経済産業局の職員
地方整備局において所掌することとされている事務	地方整備局	地方整備局	地方整備局長	地方整備局の職員
地方運輸局において所掌することとされている事務	地方運輸局	地方運輸局	地方運輸局長	地方運輸局の職員

2 沖縄総合事務局の所掌事務のうち運輸支局において所掌することとされている事務の処理に関しては、法第四十七条第一項及び第三項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸支局において所掌することとされている事務を分掌するものは、運輸支局と、当該事務所の長を運輸支局の長とみなす。

**第三条** 法附則第一条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 通貨等の切替策、土地の権利関係を明確にするために必要な資料の収集その他の調査、アメリカ合衆国の軍隊に接収された校地に代えて借り受けている公立小学校の校地の購入の助成その他復帰前における沖縄の特殊事情に基づく事項で、復帰に伴い、特に対策を講ずる必要があるもの（次号に規定するもの及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）  
二 沖縄における砂糖の消費者価格の急激な騰貴を防止するために必要な措置その他従前の沖縄の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行を図るために特別の措置（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）  
三 沖縄の復帰を記念する特別国民体育大会の開催に必要な施設及び設備の整備その他沖縄の復帰を記念する特別の事業（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

附 則 この政令は、沖縄開発庁設置法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

1 平成三十七年三月三十一日までの間における第一条第一項第十六号の規定の適用については、同号中「大学及び高等専門学校」とあるのは、「高等専門学校」とする。

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1 附 則 （昭和五七年三月三一日政令第七四号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。  
附 則 （昭和五九年六月二一日政令第一〇三号）抄

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1 附 則 （昭和五九年一一月二十四日政令第三三一号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年四月一日）から施行する。

1 附 則 （平成四年三月三一日政令第八一号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

1 附 則 （平成八年六月一四日政令第一七五号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、公布の日から施行する。

1 附 則 （平成八年八月二三日政令第二四八号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、公営住宅法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年八月三十日）から施行する。

1 附 則 （平成一二年三月三一日政令第一七五号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

1 附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄

第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

- (施行期日)  
**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
**附 則** （平成一四年三月二五日政令第六〇七号）  
 この政令は、公布の日から施行する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。  
**附 則** （平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十四年七月一日から施行する。  
**附 則** （平成一五年三月三一日政令第一六三号）  
 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十四年七月一日から施行する。  
**附 則** （平成一五年二月三日政令第四七二号）抄  
 (施行期日等)  
**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。  
**附 則** （平成一九年五月三〇日政令第一七二号）  
 この政令は、公布の日から施行する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
**附 則** （平成一九年三月三一日政令第一二四号）抄  
 (施行期日等)  
**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。  
**附 則** （平成一〇年六月一八日政令第一九七号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、公布の日から施行する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
**附 則** （平成二三年三月三一日政令第四七号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。  
**附 則** （平成二三年一月一八日政令第三四三号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、港湾法及び特定外埠埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月十五日）から施行する。
- (施行期日)  
**第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。  
**附 則** （平成二五年三月一三日政令第五五号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 附 則** （平成二五年九月四日政令第一五六号）  
 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二八日政令第九二号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。  
**附 則** (平成二六年六月二七日政令第二三七号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年七月一日) から施行する。

1 この政令は、(平成二〇年三月二八日政令第六四号)  
**附 則** (平成二六年六月二七日政令第二三七号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和三年三月三一日政令第一三七号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、令和三年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和四年三月三一日政令第一六七号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和四年一一月一四日政令第三八一号)  
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日 (令和四年十二月十六日) から施行する。

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)  
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。